

会 議 名	令和6年度 第1回港区児童福祉審議会	
開 催 日 時	令和6年6月10日（月）午後6時30分から午後7時30分まで	
開 催 場 所	港区子ども家庭総合支援センター 2階会議室	
委 員	（出席者）岡田委員、種谷委員、村上委員、横堀委員、湯村委員、武田委員、福島委員、三浦委員、松原委員、小橋委員、岡尾委員、川瀬委員、馬淵委員 （欠席者）白川委員、福田委員、長田委員	
区 関 係 者	子ども家庭支援部長 児童相談所長 子ども家庭支援部子ども若者支援課長 子ども家庭支援部保育課長 子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長 児童相談所児童相談課長 児童相談所相談援助担当課長 児童相談所相談援助担当課長	中島 博子 岡野 安成 矢ノ目 真展 清水 雅美 石原 輝章 中島 由美子 菅原 正興 奥村 直人
事 務 局	子ども家庭支援部子ども政策課長	西川 杉菜
傍 聴 者	1名	
会 議 次 第	<開会> 1 審議事項 （1）社会的養育推進計画策定部会の設置について 2 報告事項 （1）臨時委員委嘱及び社会的養育推進計画策定部会の部会員について （2）各委員・区関係者紹介 （3）令和5年度の各部会の開催状況について （4）令和5年度の港区児童相談所の運営状況について <閉会>	
配 付 資 料	資料1 社会的養育推進計画策定部会の設置について 資料1－2 港区社会的養育推進計画の策定について 資料2 令和6年度港区児童福祉審議会委員名簿、区関係部課長名簿 資料3 令和5年度保育部会の開催状況について 資料4 令和5年度里親・子どもの権利擁護部会の開催状況について 資料5 令和5年度児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況について 資料5－2 児童虐待死亡事例等検証部会からの課題に対する提言を受けた区の取組 資料6 令和5年度港区児童相談所の運営状況について 資料7 港区児童福祉審議会条例 資料8 港区児童福祉審議会条例施行規則 資料9 港区児童福祉審議会部会設置要綱	
会議の結果及び主要な発言		

委員長	お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。それでは定刻になりましたので、令和6年度第1回港区児童福祉審議会を開会いたします。 始めに事務局から本日の委員の出席状況、資料確認、本日の流れについて説明をお願いします。
事務局	それでは本日の委員の出席状況、資料確認、本日の流れについてご説明させていただきます。 定足数である過半数は確認できておりますので、本審議会は成立しております。なお、村上委員、横堀委員、小橋委員におかれましては、日程の都合上、オンラインでご参加をいただいておりますので、前方のスクリーンをご確認いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 次に、資料の確認いたします。 事前に配布させていただいております、次第及び資料の1、1-2、2、3、4、5、5-2、6、7、8、9でございます。 資料1と資料2につきましては、資料送付後に、委員が変わりました関係上、差替えがございますので、差替資料を机上に置かせていただいております。大変お手数ではございますが、差替後の資料をご覧ください。もし途中何かお気づきの点がありましたら事務局までお知らせください。 次に、本日の流れの説明となります。 本日は次第に沿いまして、審議事項1件についてご審議をいただいた後、報告事項に移らせていただきます。その後、臨時委員の委嘱及び社会的養育推進計画策定部会の部会員について事務局からご報告し、各委員・関係者の紹介で、お名前を読み上げます。 その後、令和5年度の各部会の開催状況について、各部会の会長よりご説明をいただきます。 最後に、事務局より令和5年度の児童相談所の運営状況をご報告いたします。 なお、本日は審議事項の中で設置についてご審議をいただきます、臨時部会の部会員となる予定の臨時委員の3名の方にも、会議冒頭より出席をいただいておりますので、ご了承ください。 臨時委員については報告事項1で委員委嘱をさせていただいた後に、正式に委員として議事に加わっていただきます。 当審議会の議事録を作成するため、録音しておりますのでご了承ください。発言される際は事務局職員からマイクをお渡しいたしますので、マイクを使用して発言いただくようお願いいたします。 オンラインで参加されております委員の皆様方については、マイクをオンにしてからお話をいただければと存じます。 また、本会議は公開となっており、本日傍聴の方がお見えになっておりますので、個人が特定されるような内容につきましては、ご発言の際ご留意いただきますようお願いいたします。 本日の委員の出席状況と本日の流れ等については、以上でございます。
委員長	それでは次第に沿って進めて参りたいと思います。 本日の議題は、お手元の資料にありますとおり、審議事項が1件、報告事項が4件になります。 終了時刻は、午後8時を予定したいと思っております。熱心な討論と、円滑な会議進行にご協力いただければ幸いです。 では、議題に入りたいと思います。 次第の審議事項1「社会的養育推進計画策定部会の設置」についてお諮りいたします。事務局からお願いいたします。
事務局	それでは次第におきまして、審議事項1「社会的養育推進計画策定部会の設置」についてご説明をいたします。お手元に資料1をご用意ください。 本部会につきましては、資料1の項番1の概要の(2)、所掌事項に記載してお

	ります通り、今年度策定を予定しております、「港区社会的養育推進計画」をご審議いただくための臨時の部会となります。 資料1の説明に入らせていただく前に、「港区社会的養育推進計画」について策定に至るまでの経緯等を含めまして、児童相談課長より説明をさせていただきます。
児童相談課長	児童相談課長の中島です。 資料1－2に沿いまして、「港区社会的養育推進計画の策定」について、説明をさせていただきます。 東京都では既に、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とした、社会的養育推進計画を策定しております。港区は、児童相談所を設置したのが令和3年4月ですので、東京都の計画に準拠しています。令和4年6月の児童福祉法の改正で、子どもの養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた施策を推進するという取組が法の改正に盛り込まれました。 これをしっかりと進めることができるように社会的養育推進計画を、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とし、新たに策定することが求められています。区は、児童相談所設置市として初めて策定します。児童養護施設等の施設や里親を、東京都全体で広域的に利用しているという、特徴的な部分もあるため、東京都の計画との整合を図りながら区独自の社会的養育推進計画を策定いたします。 項番2「区における計画策定」の考え方についてです。社会的養育推進計画は、社会的養育に関する施策の推進とあわせて、予防の観点も含めて子育て支援の強化についても記載することになりますので、内容の中心は、児童相談所になるかと思いますが、関係する各部署と一緒に策定委員会を立ち上げまして、取組の方向性を検討し、計画を策定してまいります。 区の子ども・子育て支援事業計画と整合性を図るとともに、より実効性の高い計画となるよう、児童福祉審議会の意見を伺い、さらに当事者である子どもたちから意見聴取も行いながら策定していきます。 最後に、スケジュールですけれども、本日この部会の設置についてご了承いただいた後に、まずは策定方針を作成します。適宜、この部会でご意見を聴取しながら、11月頃には素案を作成したいと考えております。その後12月に、区民説明会やパブリックコメントの実施を経て、2月には計画策定、完成としていきたいと考えております。 計画策定についての説明は以上になります。
事務局	子ども政策課長です。それでは資料1にお戻りください。「社会的養育推進計画策定部会について」のご説明となります。 まず項番1です。この部会の名称は、「社会的養育推進計画策定部会」とさせていただきます。 (2)の所掌事項ですが、先ほど児童相談課長から説明がございました港区社会的養育推進計画の策定に関する事項を所掌していただきます。なお、この計画自体は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画を予定しております。 (3)です。本部会の設置期間ですが、本日6月10日から令和7年の3月31日までといたします。 また、会議につきましては公開とさせていただきます。 (5)には、部会員の名簿として、この部会員5名を掲載しております。 項番2です。今後の開催予定でございますが、今年7月を第1回としまして「策定方針」に係る意見の聴取、また10月頃に第2回としまして「計画の素案」に係る意見の聴取、来年1月頃に第3回として「計画素案への区民意見反映」に係る意見聴取ということで、現時点で3回の開催を予定しております。 項番3です。「計画の進捗状況の報告」についてということで、今後の話になりますけれども、本計画の進捗状況につきましては、毎年度評価のための指標等

	によりまして、自己点検及び評価を実施し、本港区児童福祉審議会に報告するという流れになっております。簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
委員長	それではただいまのご説明にありました、「社会的養育推進計画策定部会の設置」について、ご質問ご意見を伺いたと思います。どうぞ挙手をもってお願いいたします。 また、私の聞き取りに問題があったかもしれないですが、今後の予定について、中島課長と西川課長のご発言にズレがあるような気がしますが、2月とおっしゃってたのが1月になっていたり、この点について教えてください。
児童相談課長	私が2月と申し上げたのは、最終的な計画の完成時期についてです。先ほど西川課長からあった1月というのは、計画素案への区民意見反映に係る意見聴取を実施する時期なので、その完成の前段階ということになります。説明の言葉が足りておらず申し訳ございませんでした。
委員長	わかりました。それでは、他にいかがでしょう。オンラインで参加の方々もどうぞご遠慮なく。画面上で手を挙げていただければと思います。
委員一同	(質問事項なし)
委員長	それではありがとうございます。ご質問等これ以上ないので、審議事項の1番は、提案のとおり了承してよろしいでしょうか。 それでは、了承させていただきます。 ありがとうございました。 では報告事項に移りたいと思います。 次第の報告事項1「臨時委員委嘱及び社会的養育推進計画策定部会の部会員」についてです。事務局からお願いいたします。
事務局	次第の報告事項1になります、「臨時委員の委嘱及び社会的養育推進計画策定部会の部会員について」の報告となります。 資料2をご覧ください。 こちらは令和6年度港区児童福祉審議会の委員名簿であり、また区関係部課長名簿となります。 今回、新たに臨時委員となる方につきましては、先ほどの資料1の部会員名簿のところにお示しをしております。本来であれば、武井港区長から、委嘱状を直接交付すべきところですが、今回公務のため、委嘱状は机上にて交付をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。 臨時委員の任期は、令和6年6月10日から令和7年3月31日までを予定しております。臨時委員のうち、欠席の委員につきましては、後日委嘱状を郵送でお送りする予定となっております。 また、審議事項1でご審議いただきました、「社会的養育推進計画策定部会」の部会長及び部会員は、委員長より横堀昌子部会長、岡尾良一臨時委員、長田淳子臨時委員、川瀬信一臨時委員、馬淵泰至臨時委員の5名を指名いただいております。 次に、慶福育児会麻布乳児院の院長の交代に伴いまして、本日ご出席いただいておりますが、新たに湯村委員を委員として委嘱をさせていただくこととなりました。臨時委員の方々と同じく委嘱状は、机上にて配布しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。 湯村委員の任期は、前任の押切委員の残任期間を引き継ぎまして、本日から令和7年3月31日までとさせていただきます。 また、湯村委員の所属部会につきましても前任の押切委員と同じく、「里親・子どもの権利擁護部会」となる旨、委員長よりご指名をいただいておりますの

	で、よろしくお願いいたします。 以上となります。委員長よろしくお願いいたします。
委員長	ありがとうございます。本件について何かご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。
委員一同	(質問事項なし)
委員長	よろしいですね。 それではまず、交代をされました湯村さんよろしくお願いいたします。また横堀さんには臨時部会の部会長を兼ねていただくということになりますが、加えて岡尾さん、川瀬さん、長田さん、馬淵さんどうぞよろしくお願いいたします。 次に、報告事項の2「各委員・区関係者紹介」をお願いしたいと思います。 事務局よろしくお願いいたします。
事務局	引き続き資料2をご覧ください。 本日は、令和6年度第1回の児童福祉審議会になりますので、事務局の方でお名前を読み上げます。まず委員長からご紹介したいと思います。 本児童福祉審議会の委員長の明治学院大学 名誉教授 松原康雄委員。 本児童福祉審議会の副委員長の青山学院大学 コミュニティ人間科学部教授 横堀昌子委員。 聖徳大学短期大学部 名誉教授 岡田耕一委員。 建築士 種谷奈雄子委員。 常盤短期大学幼児教育保育学科 准教授 村上八千世委員。 慶福育児会麻布乳児院 院長 湯村克彦委員。 明治学院大学社会学部社会福祉学科非常勤講師 武田玲子委員。 弁護士 福島昭宏委員。 ぼれぼれクリニック院長 三浦麻子委員。 鴨川市立国保病院 病院長 小橋孝介委員。 共立女子大学家政学部 学部長 白川佳子委員。 弁護士 福田笑美委員。 東京都済生会中央病院附属乳児院 院長 岡尾良一委員。 一般社団法人子どもの声からはじめよう 代表理事 川瀬信一委員。 フォスタリングチームみなと統括責任者 長田淳子委員。 弁護士 馬淵泰至委員。 なお、白川委員、福田委員、長田委員については、本日欠席のご連絡をいただいております。 次に、区の関係者も続いて紹介をさせていただきます。 資料は裏面になります。児童福祉審議会区関係部課長名簿をご覧ください。まず、子ども家庭支援部長の中島博子です。 本来児童相談所長の岡野安成がおるのですが、本日体調不良のため欠席をさせていただきます。 続いて、子ども家庭支援部の子ども若者支援課長の矢ノ目真展です。 子ども家庭支援部保育課長の清水雅美です。 子ども家庭支援センター所長の石原輝章です。 児童相談所児童相談課長の中島由美子です。 児童相談所相談援助担当課長の菅原正興です。 同じく児童相談所相談援助担当課長の奥村直人です。 申し遅れました。私は子ども政策課長の西川杉菜と申します。 よろしくお願いいたします。

委員長	ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いしたいと思います。 次に、報告事項（３）令和５年度の各部会の開催状況についてお願いしたいと思います。 順番に行きたいと思いますので、まず保育部会、岡田部会長からお願いいたします。
岡田委員	着席のまま、ご報告させていただきます。 保育部会部会長の岡田でございます。「令和５年度保育部会開催状況」について報告させていただきます。 資料の３ですね、表裏となっております。ご覧ください。 まず項番１ですけれども、保育部会の「所掌事項」について、所掌事項は、保育所の設置認可に関する事項などでございます。 次に、項番２「開催状況」についてです。 令和５年度は３回開催いたしました。保育所の整備着手前に、その計画の認可基準の適合状況を確認する計画承認は２件ございました。 また、令和４年度の計画承認後に、バリアフリー法に基づく移動円滑化経路の対応追加が必要になったことから、計画変更したものが１件ございました。 そして、開園前に再度、認可基準への適合状況を確認する設置認可が９件ございました。設置認可した９件のうち、ミアヘルサ保育園ゆらりんはあとなどの５園については、ライフサポート株式会社がミアヘルサ株式会社と吸収合併したことによるものでございます。 保育部会では、事務局からのご説明、それから公認会計士さんからの財務状況の分析などの報告を受けました。子どもたちが使いやすい設計になっているか、そして財務状況は大丈夫かなど、部会で審議を行った結果、すべての案件について、適合であると答申いたしました。 今回は全部で１２件の審査がございましたけれども、このうち１０件が定員６０名以下の園ということで、いわゆる比較的小規模の園の認可というのが中心でございました。会計士さんや事務局のご説明を受けまして、小さな保育所もしっかりと保育をしているなということを確認することができました。 ただ今後、テレビで話題になりましたけど、港区じゃないんですが、認定子ども園の保育者が子どもを切りつけたという、残忍な事件がございました。不適切保育以上の酷い事件でございますけれども、そういったことがないように願いたいと思います。今後、本審議会でも、そういったことを含めて、しっかりと見ていきたいなと思っております。 同じ部会の種谷委員、村上委員からも、報告いただきたいなと思います、最初に種谷委員からよろしくお願いいたします。
種谷委員	建築士の種谷でございます。 私は建築の立場から、審議をさせていただいております。 感じることは、港区がやはり保育園に対して大変手厚くしていただいているということはあるんですが、一方、どうしても地価が高いものですから、設置基準ぎりぎりの設計をされてるのは仕方がないのですけれども、そういうのが目立つと思います。そして先ほどのお話にもありましたけれども、なかなか相談室ですとか、休憩室というものが、十分に取れているとはいいたしたいと思います。 これからの流れを考えましても、そういったところも、もしかしたら設置基準に盛り込むということも必要になるかもしれないなと感じているところです。 以上です。
岡田委員	村上委員からよろしくお願いいたします。
村上委員	昨年度、参加させていただきまして、やはり種谷委員の方からもありましたように、港区の特徴として、保育施設そのものが、ビルの中に組み込まれているようなタイプの施設が非常に多くございまして、運営事業者さんも、大変狭い

	限られた空間で、必要な条件をすべて盛り込むというのに大変苦慮されているなということが、伝わってくるようなケースが大変多く見受けられたかなと思っています。 そして、やはり多くは、園庭がない園が多いというのも、港区の特徴になっているのではないかなと思いますが、そんな中で、ベテランの保育者さんをできるだけ配当するような運営事業者さんの努力も見られるなどありまして、年間にたくさん園を開園される状況の中で頑張っておられるなという印象を受けております。以上です。
岡田委員	ありがとうございます。 令和5年度保育部会の開催状況は、以上でございます。
委員長	ありがとうございました。岡田委員から始まり、部会の委員の方それぞれご発言をいただきました。 ご質問、ご意見等がおありの方いらっしゃいますか。
委員一同	(質問事項なし)
委員長	よろしいですか。 それでは次に、「里親・子どもの権利擁護部会」について、横堀委員からお願いしたいと思います。
横堀委員	改めまして、リモートで本日お世話になります、横堀でございます。 里親・子どもの権利擁護部会の部会長をいたしております。 私の方から、「令和5年度里親・子どもの権利擁護部会の開催状況」についてご報告をさせていただきます。 資料の4をお手元でご覧ください。まず、1の「所掌事項」についてです。 所掌事項は、里親の認定に関する事項などでございます。 次に、2の「開催状況」です。令和5年度は9回開催いたしました。里親の認定に関する事項は、養子縁組を目的とせず、子どもを一定期間養育する養育家庭が2件、両親等の死亡などにより子どもを養育できない場合に、三親等内の扶養義務のある親族が子どもを養育する親族里親が1件、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親が3件の、合計6件でした。 里親申請や受託に対する動機や受託児童の養育に関する考え方、家庭環境・生活状況などについて確認し、部会で審議を行いました結果、委員からのコメントを必要部分には付した上で、すべての案件について、里親として適当であるという審議結果を答申いたしました。 里親の登録の更新は、報告案件となっております。 令和5年度は、更新の6件がございました。里親の住居の環境や現在の家庭生活の状況などについてそれぞれ報告を受け、必要部分について改めて確認するとともに、意見交換をいたしました。 続いて、児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合における当該措置に関する事項につきましては、審議事項が3件、報告事項が1件ございました。 保護者や子どもの意向、子どもの心身の状態、これまで児童相談所がどのように関わってきたのかなどをいずれも確認し、令和5年度の審議事項3件につきましては、いずれも児童相談所の援助方針が適当であると答申いたしました。 被措置児童等虐待の届出・通告につきましては、2件受理いたしました。 受理した案件それぞれにつき、経緯や状況を確認するとともに、子どもと関わる場面や支援の現場における留意点、そして人材育成などについて、課題を含めて意見を交わし、要点を確認しております。 また、児童相談所の一時保護の状況や子どもの意見表明権保障として、外部から訪問するアドボケイトによる意見の聞き取りの結果報告を細やかに受けまし

た。
食事や日中の過ごし方、職員の対応などについて、一時保護中の子どもたちの思いを受けとめ、意見や要望を尊重した業務を児童相談所が行えているかどうか、具体的に確認をしました。記録からは、児童相談所職員によって、すでに説明を受けたり、対話したりしている子ども自身の実家庭の状況や、一時保護中の生活の実感などについて、第三者に位置付くアドボケイトに、改めて子どもが揺れる思いを伝えたり、心情をこぼしたりする、そういう姿もうかがえました。

子どもの意見表明を促し、発せられた様々な形での「声」を受けとめ、日常の支援や今後の支援過程に反映するために関係者に求められる専門性や働き、以後の支援の質の向上に向けての意見交換もその都度行っております。

以上がご報告になります。では、私自身からまず、この1年をふまえての感想を申し述べました後に、部会の委員の皆様からも一言ずつお願いをしたいと思います。

ただいま報告を申し上げましたように、所掌事項はいずれも子どもの生命、育ち、そして生活を守り支えるためにどうあったらいいのか、私たちが果たそうとする働きそのものを問うものであったかというように思います。

特に、里親の認定につきましては、児童相談所、フォスタリング機関が力を合わせて、まずは里親を区の中でどう増やしていくのか、里親をどのように育成して子どもを安心して育てる環境をとともに作っていくかということに心を砕いておられるところです。そこで、里親希望者からの申請という形で上がってきた各家庭の審議を通しまして、子どもの委託が成り立ったときに、各家庭が実際どのように社会的養護の子どもとともに生きる家庭になっていただけるか、留意すべき点や、少し気がかりな点はどういう点であるかなどをめぐって、細やかに委員の皆様からも意見を得て、確認する機会をいただけてきました。

その他、被措置児童等虐待の案件につきましても取り扱いました。子どもを守りきり、子どもにも説明がつく、安定した養育や支援を行うために、どういう課題にさらに向き合っていく必要があるかということに関しても、それぞれの案件をふまえ、意見交換をさせていただいております。

さらに、子どものアドボカシー推進にあたり積極的に取り組んでこられた港区の取り組みのあり方も、一緒に検討してきました。例えば、アドボケイトさんの子どもとの関わりの質を上げていくということ、さまざまにナイーブな子どもの意見表明が出てきたとき、どのように対応していくかなど、今後につながるような点についても確認をさせていただいております。毎回多様なことを考えさせられながら、区の業務がこれからもより質的に高まっていくことを願いつつ、意見交換の機会をいただいていることに感謝いたします。

では、続けて、部会の委員の皆様から一言頂戴できればと思います。

本日付けで着任されました湯村委員には、今後委員として審議に加わっていただく立場から、まずは一言ごあいさつをお願いできればと思います。

続けて、武田委員、福島委員、三浦委員の順で、マイクを握っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

湯村委員

本日から、本部会の委員として参加させていただきます。6月6日付けで、慶福育児会麻布乳児院の院長に、押切前院長の後任として着任いたしました、湯村と申します。

まだまだ至らぬところが多々あるかと存じますが、皆様方のご指導ご鞭撻いただきながら、本部会、それから、この里親・子どもの権利擁護部会の検討に十分役立てるよう努めて参りたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

武田委員

武田でございます。これまで、子どもたちが健やかに育っていくことを願って、里親の認定、それから、登録など深く皆さんと討議することができました。それから子どもの意見表明の支援として、外部のアドボケイトの方のご報

	告を、毎回たくさんの資料を確認させていただいています。その中で、いくつか指摘をさせていただいたり、留意点など子どもの意見をどう生かしていくのかということなどを、部会の中で話し合うことができたかと思います。実際に、本当に子どもの意見を取り入れて生かしていくことはとても難しいことですけれども、研修なども行われたというふうにご報告を受けておりますし、今後も積み重ねていくことがとても大事なというふうに思っております。今後ともよろしくお願いいたします。
福島委員	福島でございます。年9回ということで結構な回数をやっているのですが、毎回審議とか報告事項に挙がってくる事案の調査とか検討とか聞き取りとか、職員の人たちがものすごくきちんとやってくさっているおかげで、基本情報が漏れなく伝わってくるので、我々はそれを前提に議論ができ、大変有意義な議論ができているなと思っています。 改めてこういう席ですけど、職員の人たちありがとうございます。 それと、港区はやっぱりハイソサイティーの人たちの土地柄なのでしょうか、時々相手方に弁護士さんが登場することもありますので、そういうときはぜひ職員の人たちは、区役所の弁護士さんとか、児童相談所弁護士さんがいらしゃいますので、すぐ相談していただいて、後々家庭裁判所とか、地方裁判所で裁判になっちゃうかもわかりませんが、そのときはそのときで、最初の段階から備えておけばいいのかなというふうには思っています。 間違いなく職員の人たちは有能で一生懸命やってくさっているのので、我々部会の委員はそれを前提に議論します。今後ともよろしくお願いいたします。
三浦委員	三浦です。一時保護所の運営について、アドボケイトを通じ、隔離するだけではないということに、非常に尽力されていると感じて、ありがたく思っ何っておりました。微力ですが、私もお手伝いさせていただければと思います。
横堀委員	委員の皆様どうもありがとうございました。言葉を添えてくださいましたように今後とも質的な議論を重ねながら、子どもたちの毎日、支援、そして気持ちの上でも子どもを守っていけるような関わりが実現できるようにご関係の皆様と一緒に課題を考えていければと思います。 以上をもちまして、令和5年度の里親・子どもの権利擁護部会の報告を終わらせていただきます。
委員長	ありがとうございました。ただいまご説明いただきました里親・子どもの権利擁護部会からの報告について、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。
A 委員	ご報告ありがとうございました。初めて参加するので、教えていただきたいのですが、被措置児童虐待を2件扱ったということで、どのような通告ルートでどなたが発見して、どのように運ばれてきたのかという所だけ少し教えていただきたいなと思いました。
横堀委員	それぞれの案件につきまして、この場でのご報告ということは、避けたいと思います。私ども委員といたしましては、受理しました案件について、詳細にどのようなことが、どのようなプロセスであったのかということを確認し、協議しております。何が課題であったのか、以後どのような対応をしていく必要があるかなどについて、各委員の専門的な知見から申し述べておりますが、区に意見を申し上げている立場でございますので、この場での具体的な報告は、私からは避けさせていただけたらと思います。ご質問ありがとうございます。
A 委員	ありがとうございます。今後、社会的養育推進計画について考えていくときに、権利擁護の取組をどのようにしていくのかということが、非常に重要なボ

	イントだと思っておりますが、その際に、誰が発見して、どのような対応をしたのかということは、議論する上で必要な情報だと思いますので、何らかの形で情報提供をしていただけるとありがたいなと思いました。以上です。
委員長	これは臨時部会の課題なので、事務局の方から回答いただければと思います。
事務局	別途個別に対応ということでよろしければ、事務局で対応させていただきます。
委員長	よろしいですか。
A 委員	はい。
委員長	他にいかがでしょうか。
委員一同	(質問事項なし)
委員長	それでは質問等はないようですので、次に「令和5年度児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況」について、部会長の私から報告をいたします。 資料5をご覧ください。所掌事項については、児童虐待を受けた事例の分析、児童虐待の予防、早期発見等の調査研究及び検証となります。 項番2には開催状況が記載されております。令和5年度に部会を2回開催いたしました。内容は昨年度もご報告しました、児童の死亡事例案件です。 本事案に関する事例検証と、検証結果に基づく事例検証報告書及び提言内容について審議し、本事案で浮かび上がった課題に対する提言を区に報告いたしました。 項番3が事例検証の結果になります。(1)から(4)の4点について、区へ提言をさせていただきました。 (1)改正児童福祉法の趣旨も踏まえた、児童福祉と母子保健の一体的な支援の連携強化が必要であるとしました。 (2)区と家庭との信頼関係を構築し、家庭訪問を含めた養育環境の把握の徹底に努めることが必要であるとしました。 (3)多子世帯への支援として、①きょうだいで同一の保育園に入園できるよう、より一層努めることが必要であるとしました。②発達の遅れが見られる児童を育てる家庭については、各種支援をワンストップで受けられるような体制の構築が必要であるとしました。 (4)要保護児童対策地域協議会に関して、本事案は、個別ケース検討会議に付議されなかったことから、本協議会の開催方法を工夫して、より多くの案件を個別ケース検討会議に付議できるよう努めること、また、本協議会の目的を関係機関が今一度共有認識し、要保護児童等の早期発見、早期対応を図ることが必要であるとしました。 資料5-2については、本部会からの課題に対する提言に対して、区がどのように取り組んだかということを示していただいております。 資料の説明は以上でございます。 この部会は、開催されないことがベストなのですが、やはり再発防止という観点から、各種提言をさせていただき、資料5-2にありますように、港区の方で、それに対応する措置をとっていただいて、それが明示化されたことについて、非常に積極的な取組だなというふうに、評価しております。 もう1つはいろんな施策を準備してくるという意味では、港区は先進的であると思っておりますが、先進的だろうかどう関係なく、どうしても、子どもや保護者というのは、行政に対して拒否的な部分があります。そこへ、切り込んでいく手だてが必要かなというふうに感じております。これは私の感想になります。

	では、部会員の皆様からも一言ずつお願いしたいと思います。小橋委員お願いいたします。
小橋委員	ありがとうございます。私も今回死亡事例検証の検討に参加させていただきました。虐待死ということではなかったのですけれども、しかしながらこういった、子どもの死亡を予防していく上で、私たちにやはりできることがあるのではないかと、ということで、こういった議論の機会と、区へのこういった提言をさせていただく機会をいただいたということは、非常に意味のあることだったと思っております。 今までこういった虐待死であれば検証されるけれども、そうでなければ、その予防に関して、やはり課題感を持ってですね、議論をしてそれをやはり施策に繋げていくということがあまりできていなかったのではないかと思いますけれども、今後こういったこと、やはり子どもの死を無駄にしないというところで、いかに予防に繋げていけるかというところも、考えていかなければならないなと思ったところです。 国の施策として、CDR（チャイルドデスレビュー）という仕組みが、今作られつつありますけれども、やはりそういったところとも今後、連携していきながら、うまく役割を果たしていけたらなというふうに思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
委員長	ありがとうございます。白川委員、福田委員は本日ご欠席のため、部会からは、私と小橋委員からの発言だけになります。1年間の開催状況を踏まえまして何かご質問等がありましたら受け付けたいと思います。いかがでしょうか。
委員一同	（質問事項なし）
委員長	それでは、3つの部会全体を通して、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。
B 委員	私から1点質問と意見を申し述べさせていただきます。 まずは、先ほどいただきました令和5年度児童虐待死亡事例等検証部会からのご報告の検証結果の3のところに書かれていた内容についてであります。（3）の、多子世帯への支援についてという①番のところに、きょうだいの同一保育園への入園を実現することにより一層努めることが必要という提言が書いてありました。正確な数字でなくて全く構わないのですが、きょうだいが同一の保育園に通えていないご家庭というのがどの程度あるのか、港区の現状として教えていただければありがたいと思います。 家庭によって状況は様々かと思うのですが、同一の保育園に通えないという負担感は、とても大きいのではないかと思います。そこで、もし概略でも区の状況がお分かりでしたら教えていただきたいというのが1点目の質問です。 2点目は、ちょうどその下に書いてございます、（3）の②のところ。発達課題があるお子さんを育てている家庭の支援において、各種支援をワンストップで受けられるような支援体制を構築することは、実に重要だと思ったところです。 私のかかわる里親・子どもの権利擁護部会で扱っている里親家庭でも、様々な背景、様々な発達の状況や発達課題を持ったお子さんが、一般の家庭である里親家庭に結びつくということを想定して検討します。一般家庭でも里親家庭でも、各種支援、使える社会資源、すでにあるものは使い倒すようなイメージで、そのご家庭のお子さんに社会資源を結びつけることは重要だと思います。そういった細やかな支援体制の創出を今後ともお願いしたいというのが意見であります。よろしくお願いいたします。
委員長	同一園に通わない、兄弟姉妹の存在、数字がもし出てくるようでしたら教えて

	いただければと思います。
保育課長	質問いただきましてありがとうございます。 只今ご質問いただいた、兄弟で同一園に通えていない子どもはどれぐらいいるのかということでのご質問でしたけれども、令和6年2月7日に保健福祉常任委員会で報告させていただいた資料で、一部ということになってしまうのですが、昨年4月の時点では、84世帯ありましたが、年度末時点では7世帯となったということで報告させていただいております。
B 委員	どうもありがとうございます。努力されて調整されているのだなと思いました。子育て家庭の負担感の大きさという観点から考え、今後とも状況確認と対応をお願いできればと思った次第です。ありがとうございます。
委員長	各種支援をワンストップで受けることができるようにするということについては、多分社会的養育推進計画で大きなテーマになると思います。 それでは、報告事項の（４）に入ってよろしいでしょうか。 報告事項（４）令和5年度の児童相談所の運営状況について、事務局からご説明をお願いいたします。
児童相談課長	資料6になります。「令和5年度港区児童相談所の運営状況について」です。 まず項番1相談受付の件数ですけれども、令和5年度は年間1,445件の相談を受け付けました。開設初年度の令和3年度が1,261件、令和4年度が1,346件ということで、開設以降は増加傾向にあります。 中でも一番多いのが、虐待に関する相談、続いて知的障害の相談、これは愛の手帳の申請になります。相談の傾向は3年間同じでございます。 次に、項番2の一時保護の状況についてです。令和5年度は延べ68名の児童を保護しました。昨年度は55名ということで若干増加しています。平均入所率で見ますと、約85%ということで、昨年72%から増えています。 その内訳は開設以降変わらず、幼児は少なく、学齢児童がやはり多くて、定員を超えての保護ということもありました。令和5年度は、男児がとても多かったです。 定員12名という小さな一時保護所ですので、一人一人の状況に合わせた対応というのをしております。開設当初から特に力を入れて取り組んでいるところは、通学についてです。通学したいという子どもや保護者の意向がある場合など、通学することがふさわしいかを協議し、通えるように、工夫しています。 昨年度は6名の児童が、一時保護中に在籍校へ通学しました。 児童福祉法の改正に伴って、今後は更に児童の権利擁護に取り組んでいかなくてはいけないと考えております。一時保護所の設備・運営基準も出され、区は条例の制定も予定しております。併せてガイドラインの改正に伴い、運営の中でこういった工夫ができるか、例えば私物の持ち込みとか通信機器の利用などについて、所内で考えていきたいと思っています。 昨年度、一時保護所では、対応が困難な児童に対応していく中で、職員の不安がすごく大きくなったという時期がございました。区の一時保護所の職員は、保育園からの異動によって着任するケースが多いので、開設3年目でまだまだ経験が浅い職員の方が多く状況です。その職員を支えるという意味で、今年度から新たに会計年度任用職員の一時保護所専門相談員という、児相長の経験もある職員を置いて、身近に日々の疑問を相談できるような体制をとっています。 また、外部講師によるスーパーバイズを導入して、ケースの振り返りを行うなど、よりよい体制を整備できるよう、今取り組んでいるところでございます。 次に、2ページ目になります、「児童福祉施設等への入所児童数」についてです。令和5年度末で50人の児童が施設等に入所しています。内訳は、令和5年度中に一時保護から施設入所や里親のもとに措置された児童は18名になります。

	続いて里親登録状況ですけれども、里親家庭は現在、18 家庭です。養子縁組里親は 21 家庭おり、両方登録している家庭が4 家庭あります。 最後に、項番4に係る「児童の権利擁護」の取組です。先ほどの里親・子どもの権利擁護部会の報告でもありましたけれども、子どもの声をしっかり聞いていくという取組として毎週行っている、一時保護児童へのアドボケイトの実施の他に、一時保護所では、意見箱を設置したり、子ども会議を月に1 回開催するなどして、子どもの意見を聞いたり、子ども同士で意見を交わすなどしています。また、要望等については、1 週間以内に職員で話し合って、結果を子どもたちに伝えています。昨年度、土日しかゲームができなかったのですが、子どもたちがどうしても平日の夕方などにやりたい、そのためにはどうしたらいいだろうという話し合いをし、お風呂に入る時間を少し自分たちで工夫して、ゲームをする時間を作ることができたということがありました。子どもたちが自分たちで生活を作っていくことに繋がりました。 最後に、一時保護所の運営の質の向上を図るため、開設以降3 年連続で実施している一時保護所の第三者評価の結果ですが、家庭的な雰囲気の中で子どもたちが生活している姿や、子どもの意見を取り入れる仕組みについて、評価をいただいたところです。ちなみに今年度は、児童相談所の第三者評価を実施する予定です。報告は以上になります。
委員長	ありがとうございました。ご質問等お受けしたいと思います。いかがでしょうか。
C 委員	里親、ファミリーホームの児童が10人ということなんですが、これはその下にある里親登録状況の養育家庭の18家庭、養子縁組里親の21家庭のところに行っているのか、あるいは区外に行っているのか、色々あるのでしょうか、もしわかればその割合みたいなのも教えていただければ幸いです。
相談援助担当課長	相談援助担当課長、菅原でございます。今のご質問でございますけれども、項番3の（1）入所児童数につきましては、港区のお子さんがどういうところに入所又は委託しているかということでございまして、（2）里親登録状況、例えば4 家庭、18家庭等々書いてございますけれども、これは港区の里親さんです。少しややこしいのですが、港区の里親さんに、港区の児童が入所しているケースはありません。すべて区外の里親に入所委託をしています。今までの東京都の児童相談所時代から引き続き委託されているというケースもございまして、それから、やはり港区の児相でございまして、エリアが本当に狭く限定されていますので、プライバシーの観点から、自宅の近所に里親さんがいるといった意味では、なかなか区内の里親さんに委託するというのは難しい場合がございます。もちろん、可能なケースもあろうかと思えます。以上です。
委員長	ほかにいかがでしょうか。お願いします。
D 委員	ご報告ありがとうございました。今資料6の項番2ですね1 年間で、保護解除になったお子さんが62名いらっしゃるということですが、裏（2 ページ目）の入所児童数の方は、現在施設等に在籍しているお子さんの数ということでしょうか。 また、保護解除となった62名のうち、一時保護解除後に家庭復帰したお子さんの割合はどれぐらいか教えていただけますと幸いです。
児童相談課長	最初のご質問は、項番3のところの入所児童の部分になります。これは令和5 年度末に施設等へ入所しているお子さんの数ですので、現在も継続して措置されているお子さんも含まれております。 2 番目のご質問について、家庭復帰するお子さんの割合ですけれども、保護解除後となった児童のうち、約70%が家庭に戻っているという状況です

D 委員	ありがとうございます。
委員長	よろしいでしょうか。現在は保護解除後70%が家庭に戻っているということですが、保護解除後の家族支援が大切な課題になるはずです。それも社会的養育推進計画の中で、考えていくべき課題かなと思います。ほかにいかがでしょうか。
E 委員	一時保護所で保護されてくるお子さんについて、先ほど男児が多いというようなお話ありましたけれども、どのような特色があるか、他にあれば教えていただきたいと思います。というのは、他区ですと、例えばターミナル駅があるので、地方からいらしてる方が多いとか、あるいは教育水準がすごく高く、実は教育虐待的な背景があるとか、それぞれの区によって、特色を聞くことがあるんですけども、港区の方でこういう特色があるというご認識があれば、教えていただきたいなど。
児童相談課長	肌感覚になりますけれども、親子の関係で愛着に課題があって、すごく困難な心情を抱え乗り越えながら、保護所に来るお子さんが非常に多いかなと思っています。一時保護所に入所してからも自分の気持ちを表現することがうまくできずにいるお子さんが、多くいるように感じています。
委員長	よろしいですか。他いかがでしょう。 それでは、ご質問等がないようですので、報告事項（４）は以上としたいと思います。全体を通じて特にご発言をしておきたいなと思うことがありましたら、どうぞ挙手をお願いします。
委員一同	（質問事項なし）
委員長	では、予定していた議題もこれで終わりということですので、事務局から事務連絡をお願いしたいと思います。
事務局	皆様遅くまでありがとうございました。本日の議事録につきましては、内容をご確認いただくため、後日各委員にメールにて送付をさせていただきます。連絡は以上でございます。
委員長	皆さん、本当に今日はお忙しい中ありがとうございました。

